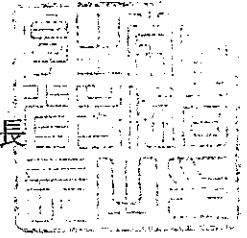


老発0928第7号

平成24年9月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第139号。以下「改正省令」という。）が、本日公布及び施行されたところである。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

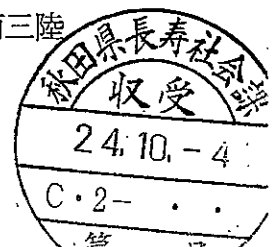
記

1 改正省令の内容

(1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第3条第1項関係）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（※）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第38条第1項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第52条第1項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）については、現在の期間に新たに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算すること。

（※）岩手県陸前高田市及び上閉伊郡大槌町、宮城県東松島市及び本吉郡南三陸



町並びに福島県南相馬市、双葉郡 広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の区域に限る。

(2) 当該措置の対象について（第3条第2項関係）

当該措置は、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間に第3条第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

改正省令は、公布の日から施行すること。